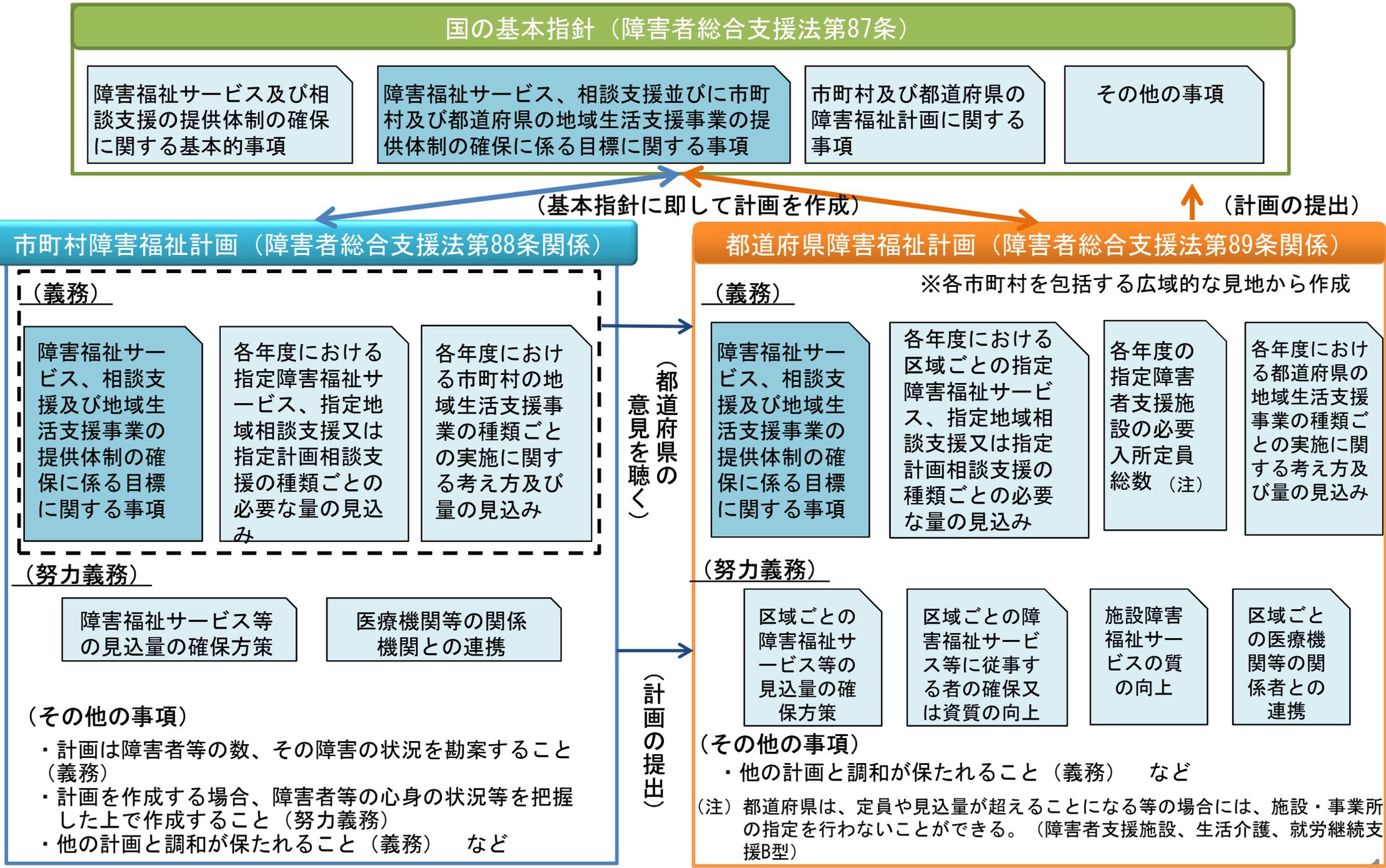


# 基本指針の見直しに関する参考資料

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課

# 【基本指針の見直しに関する参考資料】

## (参考1-1) 障害福祉計画と基本指針の基本的な構造



# (参考1-2) 障害児福祉計画と基本指針の基本的な構造

## 国の基本指針（児童福祉法第33条の19）

- 障害児通所支援、障害児入所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保に関する基本的事項
- 障害児通所支援、障害児入所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保に係る目標に関する事項
- 市町村及び都道府県の障害児福祉計画に関する事項
- その他の事項

（基本指針に即して計画を作成）

↑（計画の提出）

### 市町村障害児福祉計画（児童福祉法第33条の20関係）

**（義務）**

- 障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保に係る目標に関する事項
- 各年度における指定通所支援又は指定障害児相談支援の種類ごとの必要な量の見込み

**（努力義務）**

- 指定通所支援又は指定障害児相談支援の見込量の確保方策
- 医療機関、教育機関等の関係機関との連携

**（その他の事項）**

- 計画は障害児の数、その障害の状況を勘案すること（義務）
- 計画を作成する場合、障害児の心身の状況等を把握した上で作成すること（努力義務）
- 他の計画と調和が保たれること（義務） など

（都道府県の意見を聴く）

（計画の提出）

### 都道府県障害児福祉計画（児童福祉法第33条の22関係）

※各市町村を包括する広域的な見地から作成

**（義務）**

- 障害児通所支援、障害児入所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保に係る目標に関する事項
- 各年度における区域ごとの指定通所支援又は指定障害児相談支援の種類ごとの必要な量の見込み（注）
- 各年度の指定障害児入所施設等の必要入所定員総数（注）

**（努力義務）**

- 区域ごとの指定通所支援の見込量の確保方策
- 区域ごとの指定通所支援又は指定障害児相談支援の質の向上
- 障害児入所支援の質の向上
- 区域ごとの医療機関、教育等の関係者との連携

**（その他の事項）**

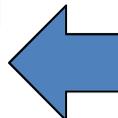
- 他の計画と調和が保たれること（義務） など

（注） 都道府県は、定員や見込量が超えることになる等の場合には、施設・事業所の指定を行わないことができる。（障害児入所施設、放課後等デイサービス等）

# (参考1-3) 次期基本指針の全体像①(案)

## 第一 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に関する基本的事項

新	現行
一 基本的理念	一 基本的理念
<ul style="list-style-type: none"><li>① 障害者等の自己決定の尊重と意思決定の支援</li><li>② 市町村を基本とした身近な実施主体と障害種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施等</li><li>③ 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備</li><li>④ 地域共生社会の実現に向けた取組</li><li>⑤ 障害児の健やかな育成のための発達支援</li><li>⑥ 障害福祉人材の確保 ⑦ 障害者の社会参加を支える取組</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>① 障害者等の自己決定の尊重と意思決定の支援</li><li>② 市町村を基本とした身近な実施主体と障害種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施等</li><li>③ 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備</li><li>④ 地域共生社会の実現に向けた取組</li><li>⑤ 障害児の健やかな育成のための発達支援</li></ul>
二 障害福祉サービスの提供体制の確保に関する基本的考え方	二 障害福祉サービスの提供体制の確保に関する基本的考え方
<ul style="list-style-type: none"><li>① 全国で必要とされる訪問系サービスの保障</li><li>② 希望する障害者等への日中活動系サービスの保障</li><li>③ グループホーム等の充実及び地域生活支援拠点等の整備と機能の充実</li><li>④ 福祉施設から一般就労への移行等の推進</li><li>⑤ 強度行動障害や高次脳機能障害を有する障害者に対する支援体制の充実</li><li>⑥ 依存症対策の推進</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>① 全国で必要とされる訪問系サービスの保障</li><li>② 希望する障害者等への日中活動系サービスの保障</li><li>③ グループホーム等の充実及び地域生活支援拠点等の整備</li><li>④ 福祉施設から一般就労への移行等の推進</li></ul>
三 相談支援の提供体制の確保に関する基本的な考え方	三 相談支援の提供体制の確保に関する基本的な考え方
<ul style="list-style-type: none"><li>① 相談支援体制の構築</li><li>② 地域生活への移行や地域定着のための支援体制の確保</li><li>③ 発達障害者等に対する支援 ④ 協議会の設置等</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>① 相談支援体制の構築</li><li>② 地域生活への移行や地域定着のための支援体制の確保</li><li>③ 発達障害者等に対する支援 ④ 協議会の設置等</li></ul>
四 障害児支援の提供体制の確保に関する基本的考え方	四 障害児支援の提供体制の確保に関する基本的考え方
<ul style="list-style-type: none"><li>① 地域支援体制の構築</li><li>② 保育、保健医療、教育、就労支援等の関係機関と連携した支援</li><li>③ 地域社会への参加・包容の推進</li><li>④ 特別な支援が必要な障害児に対する支援体制の整備</li><li>⑤ 障害児相談支援の提供体制の確保</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>① 地域支援体制の構築</li><li>② 保育、保健医療、教育、就労支援等の関係機関と連携した支援</li><li>③ 地域社会への参加・包容の推進</li><li>④ 特別な支援が必要な障害児に対する支援体制の整備</li><li>⑤ 障害児相談支援の提供体制の確保</li></ul>



# 次期基本指針の全体像②(案)

## 第二 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標

新	現行
一 福祉施設の入所者の地域生活への移行	一 福祉施設の入所者の地域生活への移行
二 精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの構築	二 精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの構築
<ul style="list-style-type: none"> <li>① <u>精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数</u></li> <li>② 精神病床における1年以上長期入院患者数 (65歳以上、65歳未満)</li> <li>③ 精神病床における早期退院率 (入院3ヶ月時点、6ヶ月時点、1年時点)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>① <u>圏域ごとに保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置状況</u></li> <li>② <u>市町村ごとの保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置状況</u></li> <li>③ 精神病床における1年以上長期入院患者数 (65歳以上、65歳未満)</li> <li>④ 精神病床における早期退院率 (入院3ヶ月時点、6ヶ月時点、1年時点)</li> </ul>
三 地域生活支援拠点等における機能の充実	三 地域生活支援拠点等の整備
四 福祉施設から一般就労への移行等	四 福祉施設から一般就労への移行等
五 障害児支援の提供体制の整備等	五 障害児支援の提供体制の整備等
<ul style="list-style-type: none"> <li>① 重層的な地域支援体制の構築を目指すための児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実</li> <li>② <u>難聴児支援のための中核機能を果たす体制の構築</u></li> <li>③ 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保</li> <li>④ 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 重層的な地域支援体制の構築を目指すための児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実</li> <li>② 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保</li> <li>③ 医療的ケア児支援のための保健・医療・障害福祉・保育・教育等の関係機関の協議の場の設置</li> </ul>
六 相談支援体制の充実・強化等	
七 <u>障害福祉サービス等の質の向上を図るための取組に係る体制の構築</u>	



# 次期基本指針の全体像③(案)

## 第三 計画の作成に関する事項

### 新

#### 一 計画の作成に関する基本的事項

- ① 作成に当たって留意すべき基本的事項
- ② 計画の作成のための体制の整備 ③ 障害者等のサービスの利用実態及びニーズの把握 ④ 障害児の子ども・子育て支援等の利用ニーズの把握及びその提供体制の整備
- ⑤ 区域の設定 ⑥ 住民の意見の反映 ⑦ 他の計画との関係
- ⑧ 定期的な調査、分析及び評価並びに必要な措置

#### 二 市町村障害福祉計画及び市町村障害児福祉計画の作成に関する事項

- ① 障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業並びに障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保に係る目標に関する事項
- ② 各年度における指定障害福祉サービス等及び指定通所支援等の種類ごとの必要な量の見込み及びその見込量の確保のための方策
- ③ 市町村の地域生活支援事業の実施に関する事項
- ④ 関係機関との連携に関する事項

#### 三 都道府県障害福祉計画及び都道府県障害児福祉計画の作成に関する事項

- ① 障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業並びに障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保に係る目標に関する事項
- ② 区域ごとの各年度の指定障害福祉サービス等及び指定通所支援等の種類毎の必要な量の見込み並びにその見込量の確保のための方策
- ③ 各年度の指定障害者支援施設及び指定障害児入所施設等の必要入所定員総数
- ④ 指定障害福祉サービス等及び指定通所支援等に従事する者の確保又は資質の向上並びに指定障害者支援施設及び指定障害児入所施設等の施設障害福祉サービスの質の向上のために講ずる措置
- ⑤ 都道府県の地域生活支援事業の実施に関する事項
- ⑥ 関係機関との連携に関する事項

#### 四 その他

- ① 計画の作成の時期
- ② 計画の期間
- ③ 計画の公表

### 現行

#### 一 計画の作成に関する基本的事項

- ① 作成に当たって留意すべき基本的事項
- ② 計画の作成のための体制の整備 ③ 障害者等のサービスの利用実態及びニーズの把握 ④ 障害児の子ども・子育て支援等の利用ニーズの把握及びその提供体制の整備
- ⑤ 区域の設定 ⑥ 住民の意見の反映 ⑦ 他の計画との関係
- ⑧ 定期的な調査、分析及び評価並びに必要な措置

#### 二 市町村障害福祉計画及び市町村障害児福祉計画の作成に関する事項

- ① 障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業並びに障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保に係る目標に関する事項
- ② 各年度における指定障害福祉サービス等及び指定通所支援等の種類ごとの必要な量の見込み及びその見込量の確保のための方策
- ③ 市町村の地域生活支援事業の実施に関する事項
- ④ 関係機関との連携に関する事項

#### 三 都道府県障害福祉計画及び都道府県障害児福祉計画の作成に関する事項

- ① 障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業並びに障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保に係る目標に関する事項
- ② 区域ごとの各年度の指定障害福祉サービス等及び指定通所支援等の種類毎の必要な量の見込み並びにその見込量の確保のための方策
- ③ 各年度の指定障害者支援施設及び指定障害児入所施設等の必要入所定員総数
- ④ 指定障害福祉サービス等及び指定通所支援等に従事する者の確保又は資質の向上並びに指定障害者支援施設及び指定障害児入所施設等の施設障害福祉サービスの質の向上のために講ずる措置
- ⑤ 都道府県の地域生活支援事業の実施に関する事項
- ⑥ 関係機関との連携に関する事項

#### 四 その他

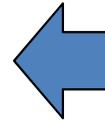
- ① 計画の作成の時期
- ② 計画の期間
- ③ 計画の公表



# 次期基本指針の全体像④(案)

## 第四 その他自立支援給付及び地域生活支援事業並びに障害児通所支援等の円滑な実施を確保するために必要な事項

新
一 障害者等に対する虐待の防止
① 相談支援専門員及びサービス管理責任者等による虐待事案の未然防止及び早期発見 ② 一時保護に必要な居室の確保 ③ 指定障害児入所支援の従業者への研修 ④ 権利擁護の取組
二 意思決定支援の促進
三 障害者等の芸術文化活動支援による社会参加等の促進
四 障害を理由とする差別の解消の推進
五 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等を提供する事業所における利用者の安全確保に向けた取組や事業所における研修等の充実



現行
一 障害者等に対する虐待の防止
① 相談支援専門員及びサービス管理責任者等による虐待事案の未然防止及び早期発見 ② 一時保護に必要な居室の確保 ③ 指定障害児入所支援の従業者への研修 ④ 権利擁護の取組
二 意思決定支援の促進
三 障害者等の芸術文化活動支援による社会参加等の促進
四 障害を理由とする差別の解消の推進
五 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等を提供する事業所における利用者の安全確保に向けた取組や事業所における研修等の充実

# (参考1-4) 成果目標と活動指標との関係(案)

## (成果目標)

### ①福祉施設入所者の地域生活への移行

- 地域生活移行者の増加
- 施設入所者の削減

### ②精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

- 精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数
- 精神病床における1年以上長期入院患者数(65歳以上、65歳未満)
- 精神病床における早期退院率(入院後3か月・6か月・1年時点の退院率)

### ③障害者の地域生活の支援

- 地域生活支援拠点等における機能の充実

### ④福祉施設から一般就労への移行等

- 福祉施設利用者の一般就労への移行者の増加
- 職場定着率の増加

### ⑤障害児支援の提供体制の整備等

- 児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実
- 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保
- 医療的ケア児支援のための保健・医療・障害福祉・保育・教育等の関係機関の協議の場の設置

### ⑥相談支援体制の充実・強化等

- 相談支援体制の充実・強化に向けた体制を確保

### ⑦障害福祉サービス等の質の向上を図るための取組に係る体制の構築

- 障害福祉サービス等の質の向上を図るための取組に係る体制の構築

## (活動指標)

#### (都道府県・市町村)

- 訪問系サービス(居宅介護等)の利用者数、利用時間数
- 自立訓練(機能訓練・生活訓練)の利用者数、利用日数
- 就労継続支援(A型・B型)の利用者数、利用日数
- 自立生活援助の利用者数
- 地域移行支援の利用者数
- 施設入所支援の利用者数
- 生活介護の利用者数、利用日数
- 就労移行支援の利用者数、利用日数
- 短期入所(福祉型、医療型)の利用者数、利用日数
- 共同生活援助の利用者数
- 地域定着支援の利用者数

#### (都道府県・市町村)

- 精神障害者の地域移行支援の利用者数
- 精神障害者の地域定着支援の利用者数
- 精神障害者の共同生活援助の利用者数
- 精神障害者の自立生活援助の利用者数

#### (市町村)

- 保健、医療・福祉関係者による協議の場の開催回数
- 保健、医療(精神科、精神科以外の医療機関別)、福祉、介護、当事者、家族等の関係者ごとの参加者数
- 保健、医療、福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数

#### (都道府県)

- 精神病床からの退院後の行き先別の退院患者数

#### (都道府県・市町村)

- 地域生活支援拠点等の設置箇所数と地域生活支援拠点等における機能の充実に向けた検証及び検討の実施回数

#### (都道府県・市町村)

- 就労移行支援の利用者数、利用日数
- 就労移行支援事業等(就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型)から一般就労への移行者数
- 就労定着支援の利用者数

#### (都道府県)

- 福祉施設から公共職業安定所に誘導した福祉施設利用者数
- 福祉施設から障害者就業・生活支援センターに誘導した福祉施設利用者数
- 福祉施設利用者のうち公共職業安定所の支援を受けて就職した者の数
- 障害者に対する職業訓練の受講者数

#### (都道府県・市町村)

- 児童発達支援の利用児童数、利用日数
- 放課後等デイサービスの利用児童数、利用日数
- 訪問型児童発達支援の利用児童数、利用日数
- 医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数
- 医療型児童発達支援の利用児童数、利用日数
- 保育所等訪問支援の利用児童数、利用日数
- 障害児相談支援の利用児童数

#### (都道府県)

- 福祉型障害児入所施設の利用児童数
- 医療型障害児入所施設の利用児童数

#### (市町村)

- 総合的・専門的な相談支援の実施の有無
- 地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数
- 地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数
- 地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数

#### (市町村)

- 都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修の参加や都道府県が市町村職員に対して実施する研修の参加人数
- 障害者自立支援審査支払等システム等での審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無及びそれに基づく実施回数

#### (都道府県・市町村)

- 都道府県等が実施する指定障害福祉サービス事業者及び指定障害児通所支援事業者等に対する指導監査の適正な実施とその結果の関係自治体との共有する体制の有無及びそれに基づく共有回数